

○鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

平成10年10月1日

鳥取県条例第20号

改正 平成12年10月17日条例第69号
平成15年3月18日条例第30号
平成16年10月15日条例第43号
平成17年7月12日条例第51号
平成20年12月26日条例第76号
平成24年3月23日条例第8号
平成25年3月26日条例第9号
平成27年5月22日条例第29号
平成28年11月17日条例第49号
令和元年11月8日条例第22号
令和3年1月28日条例第2号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例76・平24条例8・一部改正)

(特定非営利活動に含まれる活動)

第1条の2 法別表第20号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。

(平25条例9・追加)

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項の規定による設立の認証を受けようとする者は、規則で定める申請書に同項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(役員住所又は居所を証する書面)

第3条 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する役員住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該役員が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合に

あつては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限を有する官公署が発給する文書（当該文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付したもの）

2 前項各号に掲げる書面は、申請の日前6月以内に作成されたものでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、知事が当該役員に係る本人確認情報（住民基本台帳法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。）を利用する場合は、前条の申請書には、第1項第1号に掲げる書面を添付することを要しない。

（平15条例30・平17条例51・平24条例8・平27条例29・一部改正）

（補正できる軽微な不備）

第4条 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない誤記、誤字又は脱字とする。

（平24条例8・追加、令3条例2・一部改正）

（認証期間）

第5条 法第12条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める期間は、1月とする。

（平24条例8・追加）

（社員総会の議事録）

第6条 特定非営利活動法人は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって社員総会の議事録を作成しなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなす場合は、当該社員総会の議事録に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなす事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなす日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（平24条例8・追加）

（定款の変更の認証申請及び届出）

第7条 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に同条第4項に定める書類（所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第26条

第2項に定める書類)を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定める届出書に法第25条第6項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(平24条例8・追加)

(事業報告書等の提出)

第8条 法第29条(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の提出は、規則で定める提出書に法第28条第1項に規定する事業報告書等を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

(平24条例8・追加)

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第9条 法第30条の規定による書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

2 法第30条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(平24条例8・追加)

(合併の認証の申請)

第10条 法第34条第3項の規定による合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 法第10条第1項各号に掲げる書類

(2) 法第34条第4項に規定する社員総会の議事録の謄本

(平20条例76・旧第5条線下、平24条例8・旧第6条線下)

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第11条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

(平24条例8・追加)

(認定の申請)

第12条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請

書に同条第2項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(平24条例8・追加)

(認定の公示)

第13条 法第49条第2項第5号(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める事項については、規則で定める。

(平24条例8・追加)

(認定の有効期間の更新申請)

第14条 認定特定非営利活動法人は、法第51条第1項に規定する有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(平24条例8・追加)

(定款等の提出)

第15条 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、知事に提出して行わなければならない。

(平24条例8・追加)

(役員報酬規程等の提出)

第16条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に同項に定める書類を添えて、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。ただし、既に知事に提出されている法第54条第2項第2号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定める提出書に法第54条第3項に規定する書類を添えて、当該書類を事務所に備え置いた後遅滞なく知事に提出して行わなければならない。

(平24条例8・追加、平28条例49・一部改正)

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第17条 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定に

よる書類の閲覧及び謄写は、規則で定めるところにより行うものとする。

- 2 法第56条の規定により書類の謄写を請求する者は、規則で定めるところにより、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(平24条例8・追加)

(特例認定の申請)

第18条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定める申請書に法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(平24条例8・追加、平28条例49・一部改正)

(合併の認定の申請)

第19条 法第63条第1項又は第2項の規定により合併について認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第10条の規定による申請書の提出と同時に、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

(平24条例8・追加、平28条例49・一部改正)

(情報通信の技術を利用する方法による手続等)

第20条 法第74条に規定する手続については、規則で定めるところにより、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条から第8条までの規定を適用する。

- 2 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧については、規則で定めるところにより、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条から第5条までの規定を適用する。

(平16条例43・追加、平17条例51・一部改正、平20条例76・旧第7条繰下、平24条例8・旧第8条繰下・一部改正、令元条例22・一部改正)

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例43・旧第7条繰下、平20条例76・旧第8条繰下・一部改正、平24条例8・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年12月1日から施行する。

(鳥取県税条例の一部改正)

2 鳥取県税条例(昭和29年5月鳥取県条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成12年条例第69号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。)についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第4条第1項の規定の適用については、同項中「毎事業年度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則(平成16年条例第43号)

この条例は、鳥取県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年鳥取県条例第42号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成16年10月15日)

附 則(平成17年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第76号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定は、同年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第1号に掲げる書面には、改正前の鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項第2号に掲げる文書を含むものとする。

附 則(平成25年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第29号）

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成28年条例第49号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第22号）

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年12月16日）

附 則（令和3年条例第2号）

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和3年6月9日）